

株式会社みらいジャパン 行動計画

2020年4月

従業員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：令和5年4月までに年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間8日以上とする。

〔対策〕

- 令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況調査
- 令和3年4月～ 管理監督者で検討開始
- 令和4年4月～ 計画的な取得に向けた付与取得台帳等を整備し、取得促進のための取組の開始

目標2：令和6年までに、所定外労働時間を削減するために、時間外労働及び休日労働時間の合計が1ヵ月で45時間を超える労働者を1割以下にする。

〔対策〕

- 令和2年4月～ 時間外労働及び休日労働時間の合計が1ヵ月で45時間を超える労働者の実態調査
- 令和3年4月～ 安全衛生委員会が要因や事情の徹底解析
- 令和4年4月～ 特別条項を適用しない業務運営の検討
- 令和5年4月～ 管理監督者への研修実施及び取組みの開始

目標3：令和3年までに、出産や子育てが理由で退職者を再雇用する制度を実施する。

〔対策〕

- 令和2年4月～ 出産や子育てが理由で退職者を再雇用する制度検討
- 令和2年10月～ 出産や子育てが理由で退職者を再雇用する制度の運用開始

以上